

名古屋地方裁判所委員会（第33回）議事概要

1 日時

令和2年11月6日（金）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

名古屋地方裁判所

3 出席者

（委員） 朝鍋辰博，荒川基従，井上新，岩瀬英行，高坂昌志，三枝麻由美，滝口健二，船津静代，星野不二雄，森絵里，築雅子，揖斐潔（委員長），村野裕二

（説明者） 伊藤簡裁判事，徳丸簡裁判事，村上事務局長，小笠原簡裁首席書記官，佐々木総務課長

（事務担当者） 沢田事務局次長，勝又簡裁調停主任書記官，福川総務課課長補佐，林総務課庶務第一係長

4 協議テーマ

「簡易裁判所の民事調停について ～時代の変化を踏まえた今後の在り方と可能性について～」

5 議事

- (1) 委員紹介
- (2) 前回委員会以降に行った改善事項の報告
- (3) 民事調停手続の概要説明
- (4) 協議テーマに関する意見交換（別紙記載のとおり）
- (5) 次回開催日及び協議テーマ決定

ア 開催日時

令和3年5月21日（金）午後1時30分

イ 協議テーマ

民事訴訟手続におけるIT化について

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(○：委員，●：委員長，◆：説明者)

1 時代の変化を踏まえた民事調停の今後の在り方と可能性について

- 民事調停制度についてどのような印象を持たれたか。また、本日の概要説明を受けてイメージが変わったところはあるか。
- 手続は簡単，費用は安いとあったが，国民目線で言えば「手続」というだけで非常に難しく感じる。

また，費用が安いというが，弁護士に頼むとどのくらいかかるのかなど，具体的に教えてもらわないと利用に関してはハードルが高い。自分の事情に合わせた具体的な必要額が分かればありがたい。
- 裁判所の窓口での手続を説明する際には，裁判所での申立てに係る費用はお伝えできる。ただ，弁護士等に依頼される費用を裁判所でお伝えするのは難しいので，そのあたりをよく分かるように説明したい。
- 事前に配布した民事調停の申立書式等は分かりやすかったか。また，工夫すればより分かりやすくなると思われる点はないか。
- 企業の補助金申請手続なども手続の煩わしさから，諦めてしまうケースもある。手続というだけで敬遠しがちである。
- 民事調停制度そのものの存在を知らなかった。困りごとがあれば弁護士等へ相談するという発想であったが，簡単なら民事調停をやってみようと思った。どのようにすれば民事調停手続にたどり着けるのか。例えば市役所や区役所の窓口に行ったり，民生委員に相談したりすれば，民事調停を紹介してもらえるのか。
- ◆ 広報の一つとして，市町村役場，名古屋市消費生活センター，愛知県県民生活課及び商工会議所などにリーフレットを送付して民事調停制度を知ってもらえるようにしている。

- 交通事故を起こした場合、警察署に行くことになるが、民事調停制度の説明はされるのか。
- ◆ 県警本部などにリーフレットを設置いただくよう送付しているが、相談担当者に民事調停制度を正確に御理解いただき、当事者に説明していただけるかが課題である。
- テレビコマーシャルなどを流すことが効果的ではないか。
- 費用面で限りがある。限られた中でアイデアを絞っているところである。
- 前提の問題として、民事調停事件の件数が少ないから、もっと多くの事件を受けべきと考えているということか。
- ◆ 社会の中におけるトラブルは減少しているとは思えず、民事調停を利用するのが相当な事案も少なからずあると思う。にもかかわらず事件数は減少しているということは、裁判所が期待に応えられていないのではないかという問題意識である。
- 各種の申込窓口をウェブサイトには設けられている時代であるが、若い世代では就職活動においても、ホームページで確認するなど、何をするにもウェブを活用している。調停は直接向かい合って話すということであるが、ネット会議を利用すれば、（直接対峙するより）ハードルは下がると思われる。

また、広報についてはウェブを利用して行えば、今は費用をかけず行うことができる。
- IT化については民事訴訟手続での導入に力を入れており、民事調停手続については直ちに導入するには至っていない。
- 裁判手続を利用する場合は、よほど感情的な場合に限られるように思われる。事件数が減っているのではなく、裁判所外でうまく解決できているという見方もできるのではないか。訴訟の中に民事調停で解決するのが相当な事案があるという問題意識であれば、対策が必要である。
- 一時期急増した特定調停事件が落ち着いた以降、一般調停事件も減少して

いる状況に危機感を持っている。解決の手段が訴訟に移行したのか、その他の手段に変わったのか、分析できていない。ただ、事件が減少しているところ、もっと手続を利用してもらえれば、解決の一助となるのではないかとの思いがある。

- 事件数の減少は、人口減による自然減もありうる。
- 民事調停という制度が、トラブル解決の手段の選択肢として思い浮かばない。民事調停制度の認知度は低いと言わざるを得ない。
- 近隣トラブルなどについては、恐怖感などからそもそも解決を図るより回避することが多いと思うが、ニーズはあると思う。
- 認知度の低さに問題がある認識はある。民事調停の利用者アンケートによれば、弁護士又は市町村の窓口から案内されたケースが多い。民事調停のニーズがあるということであるが、どういった事案であれば民事調停を利用してもらえるのか。
- 民事調停制度には競合する別の制度もあると思う。交通事故であれば紛争解決センターがあり、バイト代の不払いなどの問題は、相手がブラック企業であることが多いことから労働基準監督署へ相談した方が効果的と思われる。その他の制度と比較して民事調停を利用する優位性を出した方がよい。
- 弁護士として、訴訟提起をするには法的構成や立証が難しい場合や、請求する金額が訴訟するほどではない場合、人間関係のトラブルから話し合いによる解決がふさわしい場合においては民事調停を利用することがある。一方、現在は様々なADRがあり、それらの専門性の高さから民事調停を利用しない弁護士もいる。
- 民事調停の優位性としては、まずは裁判所の信頼度ではないか。また、専門知識を有した委員が、その知識を生かした合理的な解決案を提示することができる。例えば、賃料の話であれば不動産鑑定士、請負代金の話であれば建築士の調停委員に入ってもらうことで、適切な金額の算定を民事調停の中で行う

ことができる。さらに、調停成立の結果に強制執行力を持たせることもできる。こういったところでADRとの住み分けはできているのではないか。

続いて、ウィズコロナ時代の民事調停について何か工夫すればよいと思われるところで意見を伺いたい。

- 先の話でも出たが、三密回避の観点からもネット会議の利用が有効ではないか。所属団体においては、半ば強制的にZ o o mの導入をお願いした。非接触を考えるのであれば、ネット会議しかないくらいに考えている。
- 会議等においてZ o o mを使っているが、移動の時間が不要となり効率的である。
- 民事調停の場合、当事者双方と調停委員全員の時間の整合が難しいと聞いている。これらの問題も少なからず回避できるのではないか。
- ネット会議のリスク部分として、その人の表情や体の挙動から発する部分が読み取れないのではないか。
- 大学生とのカウンセリング等でZ o o mを利用するが、表情などに関しては利用当初に危惧していたほどの問題はなかった。閉ざされた空間となることから、どこにいて、室内に他の誰かがいるかなどは、必ず確認する配慮は欠かせない。
- ネット接続による情報漏えいの問題については、例えば、県内12カ所の簡易裁判所や関係機関にネット接続できる部屋を設ける方法もあると思う。
- ネット会議による手続きは直ぐに導入できないところであるが、現状の制度説明や調停室を御覧になられたところ、可能な工夫はないか。
- 当事者が順番に交代で入れ替わりながら、話を聞くということであるが、当事者どうし顔を合わせないなどの工夫はあるか。
- 現在でも、当事者がそれぞれ在室するフロアを分け、調停委員がそれぞれの調停室に出向いて手続を進めていくという、いわゆる「別室調停」を、事案によって実施しているところである。

○ 現状では、遠隔での出席は電話しかないとのことであるが、予算的な問題なのか、セキュリティの問題なのか、本人確認に関する問題なのか、IT化への課題はどのようなところにあるか。

● 民事訴訟手続をIT化への突破口として進めている。順次、他の手続に拡大していくこととなり、民事調停手続のIT化はこれから検討していくことになる。

2 民事調停制度の広報について

● 先ほどのテーマでも民事調停制度の認知度の低さを指摘いただいたが、民事調停を広く伝えるためにはどのような広報に力を入れると効果的と考えるか。

○ 現在、リーフレットや申立書式をみると、申立段階での案内がほとんどである。トラブルを抱えた当事者間なので、顔合わせがないなどを含めて、解決へのプロセスについてももう少し説明があっても良いと思う。また、プライバシーの配慮が前提ではあるが、例えば、解決した事例の事例集を小説化などして、民事調停制度の中身が見える工夫があってもよいと思う。

● 解決の事例集をどのような方法で作成、配布すると良いか。

○ パンフレットや冊子などの紙媒体はなかなか読まれない。動画投稿サイトで文字が流れる動画などにすれば、より読まれるのではないか。

○ インターネット検索で「5分くらいでわかる民事調停」を見つけて視聴した。判りやすいものであったが、双方の言い分についてのパートはあるのに、結末がなかった。結末があった方がイメージしやすいので、具体的な事例で作成してみてはどうか。専門家の提示した案の例などがあるとなお良いと思う。

○ 市町村の窓口相談するケースも多い。その場合、行政機関の法律相談においては、人事異動などにより交代してしまうことで、対応の経験や民事調停制度の知識が不足しているように思われる。消費生活相談員向けの研修は定期的に実施すべきである。

● 行政の窓口向けの案内はどうすると良いか。リーフレット等の資料送付で

は足りないか。

- 市町村の窓口には多種多様な官署団体から大量にリーフレットなどが送付されてくる状況にあり、一つ一つ理解するのは難しいのが実情である。
- 法テラスにおいては、電話による法律手続の情報提供業務を行っているが、最終的な手続選択は様々な要素を踏まえて専門的な判断が必要であることから、窓口職員が、民事調停手続がいいとは言えず、弁護士や認定司法書士などへ繋ぐことが多い。行政機関の職員に対して研修を行う場合についても、民事調停という制度があるから弁護士へ相談してみてもどうかなどにとどめる方が、専門家でない職員に対しての心理的なハードルが下がると思われる。

3 民事調停委員の確保について

- 民事調停委員の定年は70歳であるが、定年年齢延長などの影響により65歳以下の新任委員の確保が困難になってきている。特に専門性の高い分野での委員の確保が難しい状況ある。委員確保の方策について意見を伺いたい。
- 所属する団体には各種の推薦依頼があり、依頼された機関からの要望に応じ、適任の候補者を推薦できるよう検討している。裁判所としても団体に投げかければ良いのではないか。
- 調停委員の任命について、自薦、他薦の状況はどのようなものか。
- ◆ 各種の専門職団体に対してはこれまでも依頼を行っているところである。これまで依頼することがなかった分野についての開拓が課題である。また、自薦はある。推薦者と同様、書類審査等を経て判断する。
- 新任調停委員の高齢化に伴い、調停委員としての経験年数が少なくなり、スキルの継承に懸念があるところである。
- 名古屋だけの問題ではないと思うが、調停委員の定年延長を検討するしかないのではないか。
- キャリアコンサルタントを活用するのはどうか。様々な経験を民事調停に活かすこともできると思うし、個人で起業するキャリアコンサルタントも多く

いる。40代から50代の委員の任命が見込める。

- 専門性にとらわれないのであれば，調整が上手くできる人など，コンサルタントなども含めてたくさんいると思う。それを目指したい人などいると思うので，研修などを通じて養成していければ良いと思う。
- 色々と貴重な御意見をいただいた。本委員会で頂戴した御意見は，より一層国民に，民事調停制度を利用いただくための方策として活かしていきたい。